			評 価 基 準		
指導 基準	調査事項	調査内容	評価事項	判	定
			n m y x	В	С
第1 保育に従事する者の数及び資	1 保育に従事する者の数 原則として施設内の開所時間について 常時2人以上 ただし、保育士、看護師(保健師又は 助産師を含む。以下同じ。)又は家庭的 保育研修修了者である場合は、乳幼児の 数が3人以下までは1人の配置可 〔考え方〕 どの時間帯も必要な保育従事者数が配 置されていることが必要	保育従事者の必要数の算出 a 常時、複数の保育従事者が配置され ているか。 (保育士、看護師、家庭的保育研修修了 者が従事している時間帯であって乳幼児 の数が3人以下の場合は除く。)	・入所児童の在籍時間帯に1人勤務の時間帯がある。		
格	2 保育に従事する者の有資格者の数 [考え方] 有資格者は保育士、看護師又は家庭的 保育研修修了者を「有資格者等」とい う。	a 保育士、看護師又は家庭的研修了者が1人以上配置されているか。	・有資格者等が1人もいない。		
	3 保育士の名称	a 保育士でない者を保育士又は保母、 保父等これに紛らわしい名称で使用して いないか。	・左記の事項につき、違反がある。		
		b 国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業実施区域以外の区域を表示していないか。	・左記の事項につき、違反がある。		
第 2 保	1 保育室等の面積等	a 乳幼児の保育を適切に行うことができる広さか。	・乳幼児の保育を適切に行うことができる広さ(9.9㎡以上)が確保されていない。		
育室等の構		b 調理設備は、当該施設内にあって専 用のものであるか。 又は、施設外共同使 用であるが、必要な時に利用できるか。	・調理設備(施設外調理等の場合にあっ ては必要な調理機能)がない。		
造、設備及			・調理設備が、乳幼児が保育室から簡単に立ち入ることができないよう区画等されている状態にない。		
が面積			・区画はあるが、扉が閉められていない 等運用面の注意を要する。		
			・衛生的な状態が保たれていない。		
	2 保育室等の採光及び換気の確保、安全性の確保	a 採光が確保されているか。 原則として、保育室は1階以上に設けること。	・窓等採光に有効な開口部がない。 建築基準法第28条第1項及び同法施行 令第19条の規定(認可保育所の保育室の 採光)に準じ、窓等採光に有効な開口部 の面積が床面積の5分の1以上であるこ とが望ましい。		

			評 価 基 準		
指導 基準	調査事項	調査内容	評価事項	判定	
			計順事項	В	С
			・採光が不十分		
		b 換気が確保されているか。	・窓等換気に有効な開口部がない。 建築基準法第28条第2項の規定(居室の換気)に準じ、窓等換気に有効な開口部の面積が床面積の20分の1以上であるか、これに相当する換気設備があることが望ましい。		
			・換気が不十分		
		c 乳幼児用ベッドの使用に当たっては、同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせていないか。	・同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳 幼児を寝かせることがある。		
	3 便所 (1)便所の有無	a 便所は、原則として当該施設内に あって専用のものであるか。 施設外共同使用の場合は、通常の使用 に特に支障がないと判断できるか。 特に支障がない場合 便所が同一階にあり、共同使用しても 必要数を確保でき、衛生上問題ないこと。	・便所がない。		
	(2)便所に専用の手洗い設備の設置 便所と保育室及び調理室(調理設備を 含む。)との区画 便所の安全な使用の確保	a 便所には専用の手洗い設備が設けられているとともに、衛生的に管理されているか。  b 児童が安全に使用するのに適当なものであるか。	・専用の手洗い設備が設けられていない。		
		c 便所は保育を行う部屋及び調理設備が設けられている部屋と区画され衛生上問題がないか。	・手洗い設備が設けられているが不適切		
			・手洗い設備が不衛生(十分に清掃がなされていない、石けんがないなど)		
			・児童専用の便所がない。 (便器のサイズ児童用)		
			・ 便所が、保育を行う部屋及び調理設備 が設けられている部屋と区画されていな い。		Ο
			・便所が不衛生(十分に清掃がなされていない。)		

			評 価 基 準		
指導 基準	調査事項	調査内容	評 価 事 項	判定	È
			計 川 争 垻	В	С
第 3 非	1 (1)消火用具の設置	a 機能が有効な消火用具が設置されているか。	・消火用具がない又は消火用具の機能失 効		
常災害に対さ		b 設置場所は火気使用場所のそばであり、かつ通行又は避難並びに用具の性能に支障がないか。	・設置場所不適		
する措置		c 職員全員が消火用具の設置場所及び その使用方法を知っているか。	・消火用具の設置場所等につき、周知さ れていない。		
	(2)非常口の設置	a 非常口は、火災等非常時に入所児童 の避難に有効な位置に、2か所2方向で 適切に設置されているか。	・非常口が 1 か所のみ		
		2 か所 2 方向に非常口があり、それ ぞれの非常口に通じる階段が必要にな る。(出入り口が 2 か所、階段も 2 か所 必要であること。) 保育室等を 1 階に設ける場合や、屋	・設置箇所不適		
		上に屋外遊戯場を設ける場合等において も2方向の避難経路を確保すること。	・非常口は2か所あるが、適切な退避用 経路が確保されていない。		
		b 非常口の周辺に家具や用具を置いて、設備の機能を妨げていないか。	・非常口の機能不備		
	2 (1)非常災害に対する具体的計画 (消防計画)の策定	a 災害の発生に備え、緊急時の対応の 具体的内容及び手順、職員の役割分担等 が記された計画(消防計画)が作成され ているか。	・具体的計画(消防計画)を作成してい ない。		
		感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)についても策定するよう努めること。	・具体的計画(消防計画)の内容不備。		
	(2)避難消火等の訓練の毎月1回以上	a 訓練は毎月定期的に行われている	・訓練が1年以内に1回も実施されてい		
	の実施	か。 訓練内容は、消火活動、通報連絡及	ない。		
		が避難誘導等の実地訓練を原則とする。	・訓練が毎月1回以上実施されていない。		
		震災に対する訓練も取り入れること が望ましい。	(保育室が3階以下にある施設) (保育室が4階以上にある施設)		
			・訓練内容不適		
			・訓練記録が整備されていない		
			・訓練記録が不十分		

調査事項							
調査事項	調査事項	調査事項調査内容	内 容	評 価 事 項	判	定	
					計 川 争 填	В	С
1 保育室が2階の場合の条件	は通行する場	所に	、乳	,幼児の転落事故を	・転落防止設備がない。		
	b 耐火建築	物岩	しく	は準耐火建築物又	・転落防止設備が不備である。		
	観では判別が	難し	いの		・建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号口に該当するものを除く。)ではない。		
	施設又は設備れているか。 (常用) ア 屋内階	が、		ぞれ1以上設けら	・左記に掲げる(常用)及び(避難用)の施 設又は設備がそれぞれ1以上設けられて いない。		
	(常用) ア 屋内階段 イ 屋外階段 (避難用) ア 建築基準法施行令第123条第1項に 規定する構造の屋内避難階段又は同条第 3項に規定する構造の屋内特別避難階段 イ 待避上有効なバルコニー ウ 建築基準法第2条第7号の2に規 定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれ に準ずる設備 エ 屋外階段						
		待	バババそ火屋上そ路なた	ルコニーの床は準耐が ルコニーは十分に外気 ルコニーの各のでは一つの の部分にすること。 対かではいいでは がいいではでいいでは でいるでは、 ではでででは、 ではできないが、 ではないが、 とはないが、 ではないが、 とはないが、 とはないが、 とはないが、 とを、 とを、 とを、 とを、 とを、 とを、 とを、 とを、 とを、 とを	V構造とする。  □ に開放されていること。  □ 2 m以内にある当該建築物の外壁は準耐火  □ 3 場合は建築基準法第 2 条第 9 号の 2 口に規  □ 3 には0.15m以下とすること。  □ 概ね 1 / 8 以上の面積を有し、幅員3.5m以  □ 5 こと。  □ 1 に 2 に 2 に 3 に 3 に 3 に 4 に 4 に 4 に 5 に 5 に 5 に 5 に 5 に 5 に 5	定する防 1.8m以 以上の道 当しない	
	1 保育室が2階の場合の条件	は防 りは 親の で確 で施れ (アイ 難アと 現る として 別 でで	は通止 耐効 保は認が 関語 で確認 でででは でででは でででは でででは でででは でででは から で で で で で で で で で で で で で で で で で で	は通止 耐効 は し 面 の で で で で で で で で で で で で で で で で で で	は通行する設備を備えているか。 b 耐火建築物若しくは準耐火建築物又は乳幼児の避難に適した構造の施設か。 保育等の室内面の材質確認は、外観では判別が難しいので、建築図面等での確認が望ましい。  c 乳幼児の避難に適した下記の構造の施設が望ましい。  (常用) ア 屋内階段 イ 屋内階段 イ 屋内階段 イ 屋内階段 エ 屋内階段 の 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段以は同条第3項に規定する構造の屋内形別避難階段 カ で は 現立する構造の屋外でしていたの床がよる。とこれに準する設備 エ 屋外階段  ( 下端段 と こ に	a 保育室、その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備を構入でいるか。 b 耐火建築物若しくは準耐火建築物又は其外児の避難に適した情報回確設か、	日 保育室が 2 階の場合の条件 は 保育室、その他乳幼児が出入りし又は通行する1場所に、乳幼児の販落事故を物止するは保管権人でしるか。

			評 価 基 準		
指導 基準	調査事項	調査内容	評価事項	判	定
			#1 IM 3: -X	В	С
		a 耐火建築物であるか。	・建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物でない。(準耐火建築物は 不可)		
		b 乳幼児の避難に適した下記に掲げる (常用)及び(避難用)の施設又は設備がそれぞれ1以上設けられているか。 (常用) ア 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 イ 屋外階段 (避難用) ア 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内避難階段又は弱条第1項に規定する構造の屋内特別と避難階段 イ 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ウ 屋外階段	・左記に掲げる(常用)及び(避難用)の施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていない。		
		c 避難に適した構造の施設又は設備が 保育室の各部分からその一に至る歩行距 離が30m以内となるように設けられている か	・避難に適した構造の施設又は設備が、 保育室の各部分からその一に至る歩行距 離の30m以内に設けられていない。		
	2 保育室が3階の場合の条件	d 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしているか。	・左記dを満たしていない。		
		e 保育室その他乳幼児が出入りし、又 は通行する場所に、乳幼児の転落事故を 防止する設備が設けられているか。	・転落防止設備がない。		
		別止 9 る政権が設けられているか。	・転落防止設備が活用されていない等運 用面で注意を要する事項がある。		
		f 非常警報器具又は非常警報設備及び 消防機関への通報設備(電話で可)があ るか。	・左記fを満たしていない。		
		非常警報器具:警鐘、携帯用拡声 器、手動式サイレン等のこと。			
		非常警報設備:非常ベル、自動式サイレン、放送設備等のこと。			
		g カーテン、敷物、建具等で可燃性の ものについて防炎処理されているか。	・左記gを満たしていない。 (防炎物品表示)		

			評価基準		
指導 基準	調査事項	調査内容	評 価 事 項	判定	P.E.
			II IM T X	В	С
	3 保育室が4階以上の場合の条件	a 耐火建築物であるか。	・建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物でない。(準耐火建築物は 不可)		
		b 乳幼児の避難に適した下表に掲げる(常用)のでは、 (常用)のでは、 (常用)のでは、 (常用)のでは、 (常用)のでは、 (常用)のでするでは、 (常用)でする。 (常用)でする。 (常用)でする。 (常用)でする。 (常用)でする。 (常用)でする。 (常用)でする。 (常用)でする。 (常用)でする。 (神経の屋内特別のでは、 (神経の屋内特別のでは、 (神経の屋内特別のでは、 (を発生でする。 (を発生では、 (を発生では、 (を発生では、 (を発生では、 (を発生では、 (のでは、))、)、)、)、(のでは、 (のでは、)、)、)、(のでは、)、(のでは、)、)、(のでは、)、)、(のでは、)、(のでは、)、)、(のでは、)	・左記に掲げる(常用)及び(避難用)の施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていない。		
		c 避難に適した構造の施設又は設備が保育室の各部分からその一に至る歩行距離が30m以内となるように設けられているか。	・避難に適した構造の施設又は設備が、 保育室の各部分からその一に至る歩行距 離の30m以内に設けられていない。		
	3 保育室が4階以上の場合の条件	d 保育施設の壁及び天井の室内に面す る部分の仕上げを不燃材料でしている か。	・左記dを満たしていない。		
		e 保育室その他乳幼児が出入りし、又 は通行する場所に、乳幼児の転落事故を 防止する設備が設けられているか。	・転落防止設備がない。		
		別正する政権が取りられているが。	・転落防止設備が活用されていない等運 用面で注意を要する事項がある。		
		f 非常警報器具又は非常警報設備及び 消防機関への通報設備(電話で可)があ るか。 非常警報器具:警鐘、携帯用拡声 器、手動式サイレン等のこと。 非常警報設備:非常ベル、自動式サ イレン、放送設備等のこと。	・左記fを満たしていない。		
		g カーテン、敷物、建具等で可燃性の ものについて防炎処理されているか。	・左記gを満たしていない。 (防炎物品表示)		

		知 木 b	評 価 基 準		
指導 基準	調査事項	調査内容	評 価 事 項	判	定
			开间 尹 填	В	С
第5保育内	1 保育の内容 保育所保育指針を踏まえた、適切な 保育が行われているか。	保育内容の工夫 a 乳幼児一人一人の心身の発育や発達 の状況を把握し、保育内容を工夫してい るか。	・左記 b ~ d の事項を満たしていること。(実際の指導等は、 b ~ d の事項について、それぞれ実施する。)		
容容		b 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わせた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされた保育の計画を定め実行しているか。			
		(a)乳幼児の日々の生活リズムに沿ったカリキュラムが設定されているか。	・デイリープログラム等が作成されていない。		
			・保育日誌が作成されていない。		
		(b)必要に応じ入所乳幼児に入浴又は清拭をし、身体の清潔が保たれているか。	・汚れたときの処置が不適当		
			・24時間保育で3日以上継続入所児童に 入浴・清拭がされていない。		
		(c)沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に 配慮しているか。 (d)外遊びなど、戸外で活動できる環境が 確保されているか。	・外気浴の機会が適切に確保されていない。(乳児) 週3回以下 週4回以上6回未満		
			・屋外遊戯の機会が適切に確保されていない。(幼児) 週3回以下 週4回以上6回未満		
		c 漫然と乳幼児にテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないか。	・テレビやビデオを見せ続けている。		
			・一人一人の児童に対してきめ細かくか つ相互応答的に関わっていない。		
		d 必要な遊具、保育用品等が備えられ ているか。	・遊具が全くない。		
		テレビは含まない。	・遊具につき、改善を要する点がある。 年齢に応じた玩具が備えられていな い、衛生面に問題がある等		
			・大型遊具を備える場合に、安全性に問 題がある。		

			評 価 基 準		
指導 基準	調査事項	調査内容	評 価 事 項	判	定
			計 训 争 块	В	С
	<ul><li>2 保育従事者の保育姿勢等 (1)保育従事者の人間性と専門性の向上</li></ul>	a 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として、適切な姿勢であること。特に、施設の運営管理の任に当たる施設長については、その職責にかんがみ、資質の向上、適格性の確保	・施設内研修等の機会を設けるなど、保育従事者の質の向上に努めていない。		
		が求められること。	・外部研修等への参加が全くない。		
		b 保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育従事者の人間性と専門性の向上を図るよう努めているか。	・保育所保育指針の理解に努めていな い。		
	(2)児童の人権に対する十分な配慮	a 乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないよう、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。	・配慮に欠けている。 (例) しつけと称するか否かを問わず乳幼児に身体的苦痛を与えている。 いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力が見られる。		
	(3)児童相談所等の専門的機関との連 携	a 入所乳幼児について、虐待等不適切 な養育が疑われる場合に、児童相談所等 の専門的機関と連携する等の体制がとら れているか。	・不適切な養育が疑われる場合に専門的 機関への通告等が行われてない。		
		虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関に対し適切な連絡に努めること。	・対応が不十分		
	3 保護者との連絡等	[3歳児未満](原則として連絡帳) a 連絡帳は毎日記入されているか。	・連絡が行われていない。		
	(1)保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施	を 連絡事項のうち、少なくとも「体温」 「排便」「食事」の状況は必ず記入する。	・連絡帳が作成されていない。		
			・連絡状況が不十分		
		(3歳以上児)(口頭連絡でも可) b 連絡事項のうち重要な事項は、記録 されているか。	・連絡が行われていない。		
		保護者との連絡と同時に、保育者間の連絡事項も記録し確実に引き継ぐこと。	・連絡状況が不十分		
	(2)保護者との緊急時の連絡体制	a 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡表が整備され、全ての保育従事者が容易にわかるようにされているか。 消防署、病院等の連絡先一覧表等も併せて整備すること。	・緊急連絡表が整備されていない。		
	(3)保育室の見学	a 保護者や利用希望者等から乳幼児の 保育の様子や施設の状況を確認する要望 があった場合には、乳幼児の安全確保等 に配慮しつつ、保育室などの見学が行え	・保護者等からの要望があった場合に、 乳幼児の安全確保、保育の実施等に支障 のない範囲であっても、これらの要望に 適切に対応していない。		
		るよう適切に対応しているか。			

			評 価 基 準		
指導 基準	調査事項	調査内容	評価事項	判	定
			H   III	В	С
第 6 給食	1 衛生管理の状況 (1)調理室、調理、配膳、食器等の適 切な衛生管理	a 食器類やふきん、まな板、なべ等は 十分に殺菌したものを使用しているか。 また、哺乳ピンは使用するごとによく 洗い、滅菌しているか。	・使用するごとによく洗っていない。十 分な殺菌又は滅菌が行われていない。		
		b 調理室が清潔に保たれているか。 c 調理方法が衛生的であるか。	・調理室が汚れている。残飯等が放置さ れている。		
		d 配膳が衛生的であるか。	・衛生的配慮が不十分		
		e 食事時、食器類や哺乳ピンは、児童 や保育従事者の間で共用されていない か。	・共用されることがある。		
		f 原材料、調理済み食品(持参による 弁当、仕出し弁当、離乳食も含む。)に ついて腐敗、変質しないよう冷凍又は冷 蔵設備等を利用する等適切な措置を講じ ているか。	・冷凍・冷蔵設備がない。その他、食品の保存に関し、不適切な事項がある。		
	2 食事内容等の状況 (1)乳幼児の年齢や発達、健康状態 (アレルギー疾患等を含む。)等に配慮 した食事内容	a 乳児の食事を幼児の食事と区別して 実施しているか。 b 健康状態(アレルギー疾患等を含む。)等に配慮した食事内容か。	・配慮されていない。		
		〔市販の弁当(仕出し弁当も含む)等の 場合〕 c 乳幼児に適した内容であるか。	・配慮されていない。		
		d 乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置が行われているか。 また、離乳食摂取後の乳児についても食事後の状況に注意が払われているか。	・乳児に対する配慮が適切に行われていない。		
	(2)献立に従った調理	a 食事摂取基準、乳幼児の嗜好を踏ま え変化のある献立により、一定期間の献 立表を作成し、この献立に基づき調理が	・献立が作成されていない。		
		されているか。  仕出し弁当の場合は献立表をもらう こと。	・献立の内容が不適当		
			・献立に従った調理が適切に行われてい ない。		
第 7	1 乳幼児の健康状態の観察 登園、降園の際、乳幼児一人一人の健	a 登園の際、健康状態の観察を行い、 保護者から乳幼児の状態の報告を受けて いるか。	・十分な観察が行われていない。		
健康管理・	康状態の観察	体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚 の異常の有無、機嫌等	・保護者から報告(連絡帳を活用することを含む。)を受けてない。		
•	•	•	A	•b	

			評 価 基 準		
指導 基準	調査事項	調査内容	評 価 事 項	判	定
			n m + 4	В	С
安全確保		b 降園の際、登園時と同様の健康状態 の観察が行われているか。 保護者へ乳幼児の状態を報告している	・十分な観察が行われていない。		
沐		休護有へ乳効児の状態を報告しているか。	・注意が必要である場合において保護者 等にその旨を報告していない。		
	2 乳幼児の発育チェック	a 身長や体重の測定など、基本的な発育チェックを毎月定期的に行っているか。	・基本的な発育チェックを全く行っていない。		
			・基本的な発育チェックを毎月行ってい ない。		
	3 乳幼児の健康診断 継続して保育している乳幼児の健康診 断を入所(利用開始)時及び1年に2 回、学校保健安全法に規定する健康診断 に準じて実施	「保育している乳幼児の健康診 利用開始)時及び1年に2 日健安全法に規定する健康診断 は入所(利用開始)後直ちに行っている。 は入所(利用開始)後直ちに行っている。 か。  「は、分所(利用開始)後直ちに行っている。 か。  「は、分所(利用開始)を直ちに行っている。 か。  「は、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは	・入所(利用開始)時の健康診断が実施されていない。ただし、保護者からの健康診断結果(4か月以内に検診を受診しているものに限る。)の提出がある場合等は、これにより入所(利用開始)時の健康診断がなされたものとみなしてよい。		
			・全く実施されていない。		
			・1年に1回しか実施していない。		
			・健康診断の未実施者がいる。		
			・健康診断の内容が不十分又は記録に不 備がある。		
			・緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧が作成されていない。		
		ているか。	・職員への周知状況の不徹底等対応が不十分		
	4 職員の健康診断	a 職員の健康診断を労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づく労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)に基づき	・実施されていない。		
		採用時及び1年に1回実施しているか。	・実施されているが未実施者がいる。		
		b 調理、調乳に携わる職員には、月1 回検便を実施しているか。	・実施されていない。		
			・月1回の検便が実施されている状況に ない。		
	5 医薬品等の整備	a 必要な医薬品その他の医療品が備えられているか。	・左記の最低限必要な医薬品、医療品が ない。		
		最低限必要なもの:体温計、水まくら、消毒薬、絆創膏類等	・整備内容が不十分		

			評 価 基 準		
指導 基準	調査事項	調査内容	評価事項	判	定
	6 感染症への対応	。 成沈庁にかかってリスニとがわかっ		В	С
	6 感染症への対応	a 感染症にかかっていることがわかった乳幼児及び感染症の疑いがある乳幼児については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示しているか。	・対応が適切ではない。		
		b 再登園時には、かかりつけ医とのや りとりを記載した書面等の提出などにつ いて、保護者の理解と協力を求めている か。	・治癒の判断をもっぱら保護者に委ねている。		
		c 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカ チなどは、一人一人のものが準備されて いるか。	・対応が適切でない。		
	7 乳幼児突然死症候群に対する注意	a 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態 をきめ細かく観察しているか。	・保育室に職員が在室していないなど、 乳幼児突然死症候群に対する注意を払っ ていない。		
		b 乳児を寝かせる場合には、仰向けに 寝かせているか。 窒息リスク除去の観点から、医学的	・乳幼児突然死症候群に対する注意が不 足している。		
		な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要である。			
		c 保育室では禁煙を厳守しているか。	・保育室内で喫煙している。		
	8 安全確保	等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び	・安全計画が策定されていない。		
		訓練その他施設における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い、判約児の安全の確保に配慮した保育が実施されているか。	・保育室その他乳幼児の出入りする場所には危険物防止に対する十分な配慮がされていない(危険物が置かれている、書庫等が固定されていない、落下物がある、コンセント類が危険など)。		
		b 職員に対し、安全計画について周知されているとともに、安全計画に定める研修及び訓練が定期的に実施されているか。	・職員に対し、安全計画について周知さ れていない。		
			・安全計画に定める研修及び訓練が定期的に実施されていない。		
	無 元 … ·	c 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について、周知されているか。	・保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていない。		
		d 事故防止の観点から、その施設内の 危険な場所、設備等に対して適切な安全 管理を図っているか。	・施設内の危険な場所、設備等への囲障 の設置がない。		

			評 価 基 準		
指導 基準	調査事項	調査内容	評 価 事 項	判	定
			計 川 尹 垻	В	С
		e ブール活動や水遊びを行う場合は、 監視体制の空白が生じないよう、専ら監 視を行う者とブール指導等を行う者を分 けて配置し、その役割分担を明確にして いるか。	・専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置していない。		
		f 児童の食事に関する情報や当日の児童の健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること、また、食物アレルギーのある児童については生活管理指導表等に基づいて対応しているか。	・誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去することや、食物アレルギーのある児童に配慮した食事の提供を行っていない。		
		g 窒息の可能性のある玩具、小物等が 不用意に保育環境下に置かれていないか などについて、保育室内及び園庭内の点 検を定期的に実施しているか。	・定期的な点検が行われていない。		
		h 不審者の立入防止などの対策や、緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備しているか。	・囲障はあるが、施錠等が不十分		
		i 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しているか。	・点呼その他の児童の所在を確実に把握 することができる方法により、児童の所 在が確認されていない。		
		リティス リース リース リース リース リース リース リース リース リース リー	・当該自動車にブザーその他の車内の児 童の見落としを防止する装置が備えられ ていない。		0
		落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運航するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する措置を備え、これを用いてiに定める所在の確認(児童の乗車の際に限る。)を行っているか。	・児童の降車の際の確認にあたり、当該 装置を用いていない。		
		となるよう、消防署等が実施する救命講習を受講し、緊急通報訓練(119番通報等の訓練)を定期的に実施しているか。 ・関係	・救命講習を過去3年以内に受講した保育従事者がいない。		
			・関係機関への緊急通報訓練が1年以内に1回も実施されていない。		
		1 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えているか。	・賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう 備えられていない。		

指導 基準	調査事項	調査内容	評 価 基 準		
			評価事項	判定	
		m 事故発生時には速やかに当該事実を 区に報告しているか。 死亡事案、重傷事故事案、食中毒等 重大な事故が生じた場合、令和4年3月 25日21子子起第2302号「認可外保育施 設に対する指導監督要綱実施細目」第4 条第2項により報告を行うこと。	・報告が行われていない。	В	C
		n 事故の状況及び事故に際して採った 処置について記録しているか。 o 死亡事故等の重大事故が発生した施 設については、当該事故と同様の事故の	・事故が発生した施設において、当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録していない。 ・死亡事故等の重大事故が発生した施設において、当該事故と同様の事故の再発		
		再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。  p 園外保育時に複数の保育従事者が対応しているか。 (保育士、看護師、家庭的保育研修修了者が従事している時間帯であって乳幼児の数が3人以下の場合は除く。) バス等により児童の送迎を行う場合も、緊急時の対応に備え、運転手の他に1名以上職員が同乗することが望ましい。	防止策及び事故後の検証結果を踏まえた 措置がとられていない。 ・園外保育時に複数の保育従事者が対応 していない。		
第8 利用者への	1 施設及びサービスに関する内容の掲示	以下の事項について、施設のサービスを利用しようとする者が見やすい場所に掲示されているか。  a 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の特別を表現しませれて、	・全く掲示されていない。 ・左記a~oの事項につき、掲示内容又は掲示の仕方が不十分		
情報提供		b 建物、その他の設備の規模及び構造 c 施設の名称及び所在地 他設の名称及び所在地 d 事業を開始した年月日 e 開所している時間 f 提供するサービスの内容及び当該 サービスの提供につき利用者が支払項で き額に関するまである場合にあ事で で当該変更のちち直近のものの内容及び理 由 人所定員 h 保育 ト との予定 置者及び職員に対する研修の受講	・「ここdeサーチ」に情報が全く掲載されていない。 ・「ここdeサーチ」に左記号a~oの事項につき、掲載仮名項目がある又は内容が不十分		
		1 取益			

			評 価 基 準		
指導 基準	調査事項	調査内容	評 価 事 項	判定	
				В	С
	2 サービスの利用予定者から申し込み があった場合の契約内容等の説明	a 当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明が行われているか。	・適切な説明が行われていない。		
			・説明はされているが、内容が不十分		
	3 サービス利用者に対する契約内容の 書面等による交付	以下の事項について、利用者に書面等 による交付がされているか。	・書面等により交付されていない。		
		a 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 b 当該サービスの提供につき利用者が 支払うべの名称及び所在地 d 施設の名称及び所名名 e 当該利用者に関する事項 c 施設の管理者の氏名 e 当該利用者に対し提供するサービスの内容 f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険の種類、保険の金額 る保険の種類、保機関の名称、所在地及 び提携内容 h 利用名からの苦情を受け付ける担当 職員の氏名及び連絡先	・左記 a ~ h の事項につき、交付内容が不十分		
第9 備える帳簿等	1 職員に関する書類等の整備	a 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類(写)、履歴、採用年月日等が確認できる書類があるか。  b 各職員の勤務の時間毎の割り振り(シフト、ローテーション)が確認できる書類及び勤務実績が確認できる書類(出勤簿等)があるか。	・確認できる書類が備えられていない。	***************************************	·
		c 労働基準法その他の法令に基づき、 事業場ごとに備え付けが義務づけられている帳簿等があるか。 ・労働者名簿(労働基準法第107条) ・賃金台帳(労働基準法第108条) ・雇入、解雇、災害補償、賃金その他労 働関係に関する重要な書類の保存義務 (労働基準法第109条)	・左記の帳簿等の整備状況が不十分		
	2 在籍(利用)乳幼児に関する書類等 の整備	a 在籍(利用)乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児の在籍(利用)記録並びに契約内容等が確認できる書類()があるか。  利用契約書、児童票、登園・降園の記録、出席簿等	・確認できる書類が備えられていない。		
			・整備内容が不十分		
	3 施設に関する書類等の整備	a 面積が確認できる施設の平面図があるか。	・確認できる書類が備えられていない。		
			・内容が不十分	<b>.</b>	

指導基準	調査事項	調査内容	評 価 基 準		
			評 価 事 項	判定	
				В	С
第 1 設置者の経営姿勢	入所する児童の最善の利益を考慮し、 その福祉を積極的に増進することに最も ふさわしい保育を行うための適切な経営	a 保育従事者の確保や保育内容等に対して、利益を優先させていないか。 b 保育の充実のために、関係法令及び基準を遵守し実行する、真に積極的な姿勢であるか。 c 保育サービスを実施する責任者として適切な対応を行っているか。	・保育を行う者として不適切な経営姿勢である。		